

## 衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度について

### 1. 制度創設の背景

国土交通省では、高齢運転者による交通事故の防止のために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議において、衝突被害軽減ブレーキ等の運転者の安全運転を支援する機能を備えた自動車の普及啓発方策について検討を行い、平成29年に中間取りまとめを行った。

当該中間取りまとめにおいて、自動車メーカー等の求めに応じ、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表する制度の創設について検討することとされたことを踏まえ、昨年、「衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度」を以下のとおり創設した。

### 2. 制度の概要

○ 国土交通大臣は、下記(1)の自動車について、搭載されている衝突被害軽減ブレーキが下記(2)の性能を有していることを確認し、認定を行う。

#### (1) 対象となる自動車

下記①又は②に該当する自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のもののうち、自動車メーカー等から本制度に係る申請があつたもの

- ① 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車
- ② 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付国自審第1255号）に基づく輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車

#### (2) 衝突被害軽減ブレーキの性能

下記①～③の性能を有していること

- ① 静止している前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しない又は衝突時の速度が20km/h以下となること。
- ② 20km/hで同一方向に走行する前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しないこと。
- ③ ①及び②の衝突被害軽減ブレーキによる制動制御の少なくとも0.8秒前までに、衝突のおそれがある前方車両の存在を運転者に知らせるための警報が作動すること。

○ 上記の認定を受けた自動車に係る情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が、衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において当該情報を活用することとする。

### 3. 結果の公表

認定を受けた時期等以降に公表可能なものから、原則毎月1日に国土交通省HPにおいて公表する。ただし、平成30年中に申請のあった自動車については、その全ての認定結果が判明した時期以降に一斉に公表する。